

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>目次（略）</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 登録検定機関制度 （略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 検定についての報告 登録検定機関は事業年度ごとに規格適合に関する検定の実施状況を取りまとめ別記様式第17号により、事業所の所在する<u>区域を管轄する地方農政局の地域センター（地方農政局が管轄する区域にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。）</u>を経由して消費・安全局長に提出されたい。</p> <p>第5（略）</p> <p>別記様式（略）</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>目次（略）</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 登録検定機関制度 （略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 検定についての報告 登録検定機関は事業年度ごとに規格適合に関する検定の実施状況を取りまとめ別記様式第17号により、事業所の所在する<u>都道府県を所管する地方農政事務所</u>を経由して消費・安全局長に提出されたい。</p> <p>第5（略）</p> <p>別記様式（略）</p>

飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドラインの制定について（平成20年3月10日付け19消安第14006号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン</p> <p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 農林水産省の対応 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 食品安全緊急事態における対応 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 飼料等に問題があった場合の対応 ①・② [略]</p> <p>③ 必要に応じて、<u>地方農政局及び地方農政局の地域センター</u>を通じて、問題のある飼料等を使用しないよう畜産農家等に対して直接に周知及び指導を行う。</p> <p>第4～第10 (略)</p> <p>別記様式1 (略)</p> <p>別記様式2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 農林水産省の対応 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 食品安全緊急事態における対応 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 飼料等に問題があった場合の対応 ①・② [略]</p> <p>③ 必要に応じて、<u>地方農政局及び地方農政事務所</u>を通じて、問題のある飼料等を使用しないよう畜産農家等に対して直接に周知及び指導を行う。</p> <p>第4～第10 (略)</p> <p>別記様式1 (略)</p> <p>別記様式2 (略)</p>